

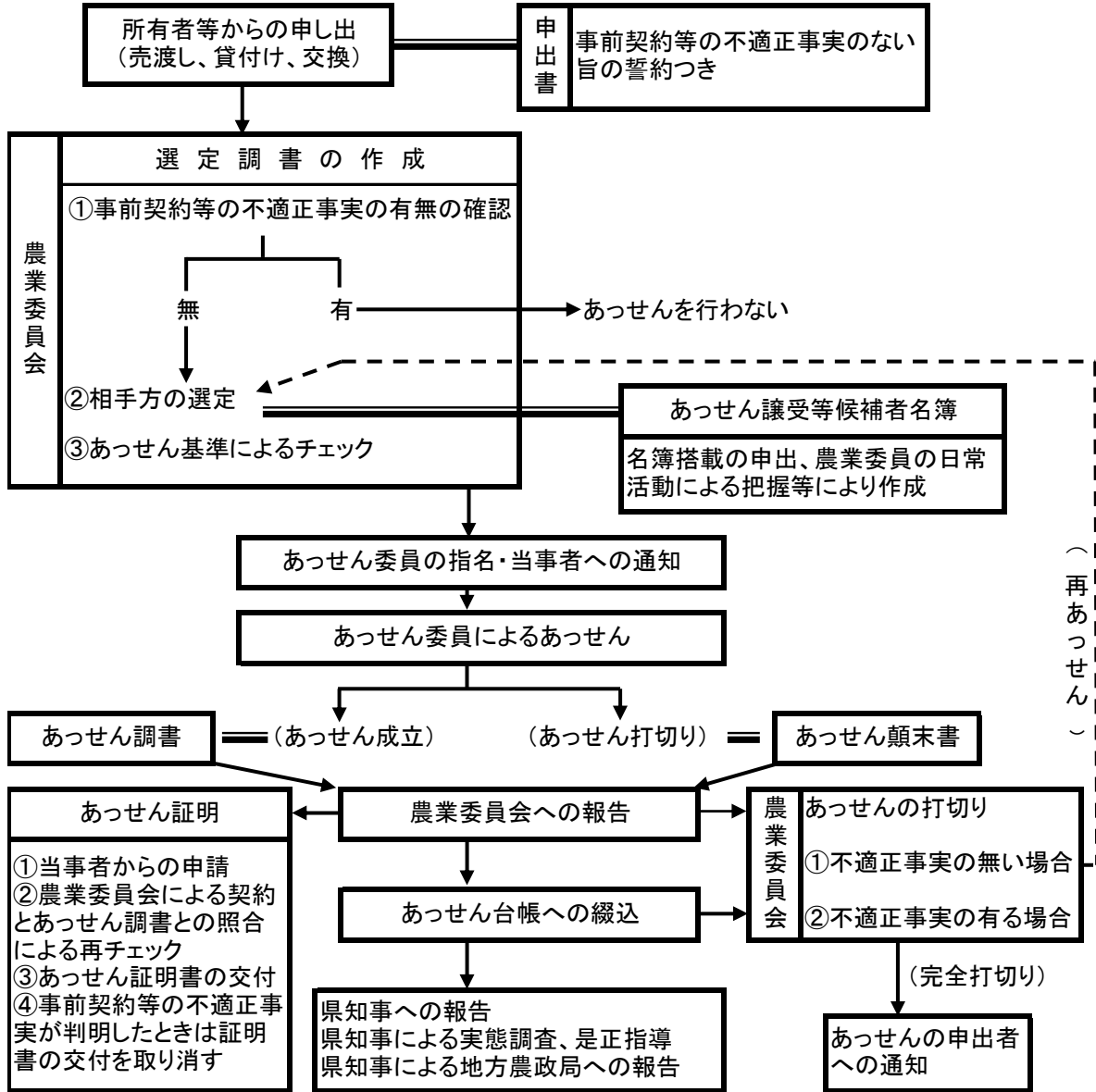
農地移動適正化あっせん事業の概要

ア 趣旨等

農地保有の合理化を推進するため、農業委員会が農業振興地域内の農用地について権利移動のあっせんを行う事業。本事業で所有権移転した場合、譲渡所得税の課税対象から800万円まで控除される。

イ 事業内容

農地等の所有者等からあっせんを受けたい旨の申し出を受け、農業委員会に指名された2名の農業委員があっせんを行う。



ウ あっせん基準

権利を取得させるべき者	農業を営む者、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体
面積要件	取得後の経営面積が基準面積を越えること。
あっせん順位	取得後の経営面積と平均経営規模拡大目標面積との格差が小さい者を優先する。